



軍中第六七號

起 昭和十九年八月十四日

閣議昭和十九年八月十六日施行
決定昭和十九年八月十六日施行
裁可昭和十九年八月十六日施行

昭和十九年八月十六日施行
裁可昭和十九年八月十六日施行

内閣總理大臣

(Signature)

内閣書記官長

(Signature)

内閣書記官

外務大臣

(Signature)

海軍大臣

(Signature)

大東亞大臣

(Signature)

町田龍務大臣

内務大臣

(Signature)

司法大臣

(Signature)

農商大臣

(Signature)

兒玉國務大臣

大藏大臣

(Signature)

文部大臣

(Signature)

軍需大臣

(Signature)

緒方政務大臣

陸軍大臣

(Signature)

厚生大臣

(Signature)

運輸通信大臣

(Signature)

別紙厚生軍需兩大臣請議

昭和十九年度國民動員計畫策

定ニ関スル件
右閣議ニ供ス

指令案

昭和十九年度國民動員計畫策定
ニ関スル件請議ノ通

納
19.8.14
文

一九軍需閣第五五號

昭和十九年八月十四日

軍需大臣 藤原 銀次郎

厚生大臣 廣瀬 久



内閣總理大臣 小磯 國昭 殿

軍需省

昭和十九年度國民動員計畫策定ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別冊ノ通閣議決定相成度此段閣議ヲ請

フ

昭和十九年度國民動員計畫策定ニ關スル件

昭和十九年度國民動員計畫ハ決戰ノ現段階ニ即應シ戰時生産ノ急速ナル増強ヲ圖ル爲軍動員トノ關係ヲ考慮シ人的國力ノ完全動員ヲ期スルコトトシ左ノ要領ニ依リ之ヲ策定ス

第一方針

- 一 需要ニ付テハ最少要員ヲ以テ最大效率ヲ發揮ヒシムルヲ本旨トスルト共ニ緊急増産ノ要度ヲ考慮シ特ニ航空機、艦船、兵器、石炭、其ノ他ノ主要基礎物資、輸送及國防土建ニ重點ヲ置ク
- 二 減耗補充要員ノ算定ニ付テハ特ニ軍動員ノ強化ヲ考慮ス
- 三 供給ニ付テハ國民戰意ノ昂揚ヲ基調トシ國民各層ノ完全動員ヲ行ヒ特ニ女子動員ノ強化、學徒ノ徹底動員、男子従業者ノ配置規正等ニ重點ヲ置ク
- 四 戰局ノ推移ニ伴フ生産事情ノ變化ニ即應シ動員ニ機動性ヲ發揮スルコトトシ勸勞ノ全面的活用ヲ圖ル

第二 要領

一 需要

- (一) 計畫ノ對象タル業務及要員ノ範圍ハ概ネ前年度同様トスルモ常時要員及臨時要員ノ區別ヲ廢止ス
- (二) 方針一ニ掲グル以外ノ産業ニ於ケル要員ニ付テハ新規増加ハ努メテ之ヲ抑止シ其ノ已ムヲ得ザルモノニ付テハ原則トシテ女子ヲ以テ之ニ充ツ
- (三) 下級事務職員及公務職員(警察消防刑務官吏ヲ除ク)ニ付テハ原則トシテ新規増加ヲ認メズ其ノ已ムヲ得ザルモノニ付テハ原則トシテ女子ヲ以テ之ニ充ツ
- (四) 農業ニ付テハ前年度同様新規國民學校修了者ノ一定數ヲ確保ス
- (五) 外地及滿支ノ要員ニ付テハ内地ノ勤勞需給トノ調整ヲ勘案シ最少限度ヲ供出ス

日本標準規格 B-1

二 供給

- (一) 一般男子ニ付テハ各産業ニ於ケル供出可能部門ヨリノ動員ヲ徹底スル外女子ヲ以テ代替シ得ル男子從業者ヲ特ニ男子ヲ必要トスル緊急ナル部門ヘ配置轉換スル者ヲ相當數見込ム
- (二) 女子ニ付テハ動員手段ヲ強化シ無業者ハ勿論有業者ヨリモ相當數ノ供出ヲ見込ム
- (三) 學徒ニ付テハ通年動員ヲ徹底シ中等學校二年以下及國民學校高等科ヲモ動員ノ對象トス
- (四) 農工調整ニハ特段ノ留意ヲナシ農業ヨリノ供出ハ滿洲開拓青少年義勇軍ノ外ハ已ムヲ得ザル限度ニ止ム
- (五) 朝鮮人勞務者ノ内地移入ヲ飛躍的ニ増加スルト共ニ華人勞務者ノ本格的移入ヲ行フ

第三 措置

- 一 各産業部門ニ於ケル量及質ニ關スル極限要員ノ推定ヲ基礎トシ

職業配分ノ適正ヲ圖ル

- 二 勤勞者ノ計畫配置ニ關聯シ勤勞者ノ移動制限ヲ強化徹底ス
- 三 各業種別ニ女子使用標準率ヲ設定シ男子從業者ノ配置規正ヲ實施ス
- 四 徵用制度ノ運用ニ付事前銓衡ヲ實施スル等彈力性ヲ付與シ地方長官ヲシテ適時適確ナル措置ヲ講ゼシム
- 五 女子勤員ニ付テハ女子ノ使用制限、女子挺身隊制度ヲ強化スル外女子ノ徵用ヲ行フ
- 六 女子勤員ノ強化ニ伴ヒ交替制ニ依ル女子ノ夜間作業ニ關スル制限ヲ緩和ス
- 七 前二項ニ關聯シ工場事業場ニ於ケル女子ノ勤勞管理時ニ之ガ保護ヲ強化徹底スル爲メ特段ノ措置ヲ講ズ
- 八 學徒ノ通年勤員實施ニ即應シ學校報國隊組織ニ依ル勤員ヲ強化ス

日本標準規格 B-1

九 國民學校高等科及中等學校低學年生徒ヲ含ム學徒ノ勤員強化ニ

即應シ受入工場事業場ノ管理態勢ヲ整備充實ス

- 一〇 企業系列ノ整調強化ニ應ジ親工場及協力工場ヲ含ム企業集團内ニ於ケル勞務ノ彼此融通ヲ認メ之ガ機動的活用ヲ圖ル

一一 日傭勞務者ノ統制ヲ強化スル爲メ特段ノ措置ヲ講ズルト共ニ臨時緊急ノ必要アル場合ニ於ケル高度ノ機動的勤勞配置ヲ目的トスル勤員組織ヲ考慮ス

一二 勤勞勤員ノ綜合的機動的處理ヲ圖ル爲メ新ニ法の措置ヲ講ズ

一三 工場事業場ニ於ケル勤勞ノ實體把握ニ努メ勤勞配置ノ適正化及勤勞管理ノ刷新ニ付指導ヲ強化ス

一四 工場事業場ノ各級統率者ノ部下統率力ヲ涵養スル爲メ之ガ指導訓練ヲ強化ス

一五 勤勞者接護制度ハ勤勞勤員ノ擴大實施ニ即應シ劃期的ニ之ヲ擴充ス

一六 本計畫ニ基キ各地方ノ實情ニ即應ヒル四半期別實施計畫ヲ樹立シ以テ適時適確ナル動員ヲ實施ス

日本標準規格 B-4

濟

軍中第六八號

起 昭和十九年八月五日 閣議 昭和十九年八月十六日施行
案 昭和十九年八月五日 閣議 昭和十九年八月十六日施行
裁可 昭和十九年八月五日 閣議 昭和十九年八月十六日施行

内閣總理大臣

内閣書記官長

外務大臣 海軍大臣

大東亞大臣 町田國務大臣

內務大臣 司法大臣

農商大臣 兒玉國務大臣

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

總務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

別紙昭和十九年度國民動員計畫